

**ドイツ証券株式会社
媒介条件表**

媒介手数料の計算方法（媒介手数料の割合を含む）	場合によって異なりますが、上限 5.0%と致します。		
媒介の対象となる貸付の種類	証書貸付		
媒介先の貸付利率又は割引率	場合によって異なりますが、実質年率の上限は年 15.0%と致します。		
媒介先の返済方式	一括返済方式	元利均等返済方式	元金均等返済方式
媒介先の返済期間	1 か月～240 か月	1 か月～240 か月	1 か月～240 か月
媒介先の返済回数	1 回	2～240 回	2～240 回
貸金業務取扱主任者の氏名	木村 有紀 (Yuki Kimura) 駒村 祥 (Sho Komamura) Nicholas Keith Wren (Nicholas Keith Wren) 奥野 陽子 (Yoko Okuno) 木村 孝一 (Koichi Kimura)		
指定紛争解決機関	日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター		